電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方 (審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

- 1. 利用者に関する情報の適正な取扱い関係
 - 〇 意見募集期間:令和4年9月27日(火)~同年10月26日(水)
 - **意見提出数:12 件** ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	株式会社 NTTドコモ
2	アジアインターネット日本連盟
3	一般社団法人新経済連盟
4	日本電信電話株式会社
5	在日米国商工会議所
6	株式会社プライバシーテック
7	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
8	ソフトバンク株式会社
9	グーグル合同会社
1 0	一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会
11	KDDI株式会社
1 2	個人 (1件)

1. 総論

意見

考え方

意見1-1 本省令案に賛同する

利用者情報の適正な取扱いに資する取組みであり、利用者情報に関する規律の整備に賛同します。当社としても利用者情報の適正な取扱いについて積極的に取り組んでいきたいと考えます。

【株式会社 NTT ドコモ】

本省令案については、様々なデータの収集・活用に伴う情報漏洩や権利・尊厳の侵害等に対する漠然とした不安を軽減し、データ利活用によるイノベーションを高度に社会実装していくために、個人だけでなく法人を含む幅広い利用者の権利や利益の保護を通じて、電気通信事業への社会や人々の安心や信頼を確保することを目的としているものと承知しており、当社として、その趣旨に賛同いたします。

【日本電信電話株式会社】

今回の省令案については基本的に賛同する。一方で法規制の目的となっている「通信関連プライバシー」 の定義があいまいであり、政令・ガイドラインで手段等を検討する上で原則の明確化を求める。特に利 用者に与える根源的なリスクとは何か、保護すべき人権とは何かという根源的な問いを深めていくこと で政令・ガイドライン等の検討を進めることを求める。最新のインターネット・サービスでは、これま でのテレコムサービスとは違い様々な機能、サーバー等を組み合わせて利用者に高度なサービスと利便 性を提供していることは、第二次とりまとめが示すとおりである。そのようなインターネット・サービ スを検討していく上では、これまでのテレコム的な発想としての内と外を縦割り的にわける発想ではな く、Data Free Flow with Trust (DFFT) のビジョンで示されているようにインターネット全体を水平的 にわけて考える思想が必要であると考える。そのため今回の政令・ガイドライン等の検討にあたっても、 利用者に正当に事業を提供するトラストの領域を法規制の対象とすることは避けるべきであると考え る。現在、インターネットの問題は益々グローバルイシューとなっている。そのため我が国だけがガラ パゴス規制を導入して、利用者及び事業者双方に、ユーザビリティの低いサービスを強要して過度な負 担をかけるようなこととならないように、政令・ガイドライン等の検討にあたっては十分に国際的な連 携を図っていくことを求める。今回の取り組みでは、官民が連携した共同規制の考えが示されているが、 これまでの共同規制では、エンフォースメントとしての法規制とインセンティブ等によって機能する民 間の取り組みが分断されることが多かった。そのため共同規制スキームの構築にあたっては、官が民間 の取り組みを後押しするような連携して機能するバランスの取れた制度を検討していくことを望む。こ のような基本的な考えに基づいて、以下個別論点について意見を提出する。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

賛同のご意見として承ります。今後、 様々なステークホルダーの意見も踏まえ つつ、必要な事項をガイドライン等におい て明確化してまいります。

意見1-2 事業者団体との引き続きの対話を要望

ACCJ のコメントが省令最終化および今後の総務省ガイドライン策定に有益であることを願っている。今後総務省がガイドラインを策定する際には、利用者情報保護に役立つ事業慣行や国際的動向も踏まえて実践的なものとなるよう、引き続き ACCJ とも対話を続けていただけるよう要望する。

【在日米国商工会議所】

円滑な運用に向け、今後も引き続き、 個々の事業者団体等との意見交換等を継 続します。

意見1-3 個人情報保護法との関係の明確化が必要

デジタルサービスを提供する事業者は、利用者の情報の保護について、これまで個人情報保護法(以下「個情法」)や外国の個人情報保護法制に基づく対応を行ってきた中で、伝統的に通信キャリア等の規制を行ってきた業法である電気通信事業法(以下「電通法」)において措置を行ったことにより、同法と個情法をはじめとする個人情報保護法制との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。これまでの電気通信事業ガバナンス検討会等における「目的や保護法益が異なるため、二重規制ではない」との説明にかかわらず、今回の電通法改正の内容は、個情法の趣旨とほぼ同一と受け止めざるを得ないほか、両法の適用関係の整理も行われていない。このような状況にあって、規制の適用対象となる事業者が、実際にサービスを運営する現場レベルに至るまで規制を正しく理解し、これらの対応を確実に行うことができる実行可能性のある仕組みとしなければ、結果的に事業者・利用者双方に混乱をもたらし、利用者の保護という目的は達成できないこととなる。このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応(例:個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類)が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。

【一般社団法人新経済連盟】

改正電気通信事業法は、電気通信事業法 (以下「事業法」という。)の目的の範囲内 で、利用者が安心して利用できる電気通信 役務の提供を確保する観点から、業法とし て必要最小限の規律を設けるものです。

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ(以下「取りまとめ」という。)2.7(3)等においても、個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」という。)の規律との関係が示されているところですが、引き続き、様々なステークホルダーの意見を踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。

2. 特定利用者情報の適正な取扱い関係

意見

考え方

案の修正 の有無

2.1 報告を求める事項(報告規則案第2条関係)

意見2-1 「一月当たりの電気通信役務の提供を受けた利用者」の定義の明確化等が必要

電気通信役務のサービスの種類によっては、各月の実際のサービス利用有無を正確に把握することが困難と考えていることから、報告対象の定義を「利用者(利用者の数の把握が困難な場合は契約者の数)」とする等の変更を要望します。加えて、報告様式第 15 の 6 においても、上記の報告対象の定義を注釈等にて明確化いただくことを要望します。

利用者の数に関する御指摘のような定義に ついては、利用者として契約をする者ではな く登録をする者のみを有する電気通信サービ スもある等、電気通信サービスの多様性を踏

その上で事業者に求められている報告事項については、「電気通信事業報告規則」及び、 「報告徴収」、「要請」等が存在するが、それ以外も含め、年々総務省への報告事項が増加し ており、各事業者はその対応に極めて多くの稼働を要していることから、新たに報告事項を 求める場合は、まずは貴省において報告事項全体を整理・棚卸の上、他の報告と重複する(※) 等の不必要な報告事項は、併せて削減していただき、各事業者の稼働が増加することのない よう配慮いただくことを要望します。

※他の報告をもって貴省で判断可能な報告事項

- 携帯電話(報告規則様式第3第1表)
- IP電話(報告規則様式第5第1表)
- ・インターネット接続サービス(報告規則様式第7)
- FTTHアクセスサービス(報告規則様式第8の2)
- ・CATVアクセスサービス(報告規則様式第8の2)
- ・公衆無線LANアクセスサービス(報告規則様式第14)
- 仮想移動電気通信サービス(報告規則様式第3第2表)

継続する報告事項については、個別具体的にその必要性を公表していただくことを要望し ます。

【株式会社 NTT ドコモ】

まえれば、不適当であると考えます。取りまと めでも示されているように、対象となる電気 通信役務についての厳密な「一月当たりの電 気通信役務の提供を受けた利用者」の数の算 定が困難な場合には、合理的な方法により推 計することも問題ないと考えます。今後、様々 なステークホルダーの意見も踏まえつつ、ガ イドライン等において利用者の数の算定の考 え方を明確化してまいります。

また、これまで電気通信事業報告規則(以下 「報告規則」という。) 等により求めている報 告事項はそれぞれ関連する規律に応じた必要 性があり、今回、報告規則案第2条第3項及び 第4項で規定する報告は特定利用者情報を適 正に取り扱うべき電気通信事業者の指定に当 たり必要な報告です。御指摘の報告規則で求 められる報告事項については、サービスの定 義や算定方法が、新たに求める報告事項と異 なる場合があることから、他の報告をもって 判断可能な報告事項ではありません。なお、事 業者負担を最小限とするため、利用者の数の 区分に変更があった場合等には当該区分のみ 報告を求めることとしています。

これは、検索のための月間平均利用者数を提供するための要件となっています。この利用者 数は、日本に居住するユーザーのみを反映するのでしょうか、それとも世界中のユーザーを一にある利用者です。 反映するものでしょうか、明確にしていただくようお願いします。

さらに、グローバルであっても日本のみであっても、Google のサービス全体のユニークユー|まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお ザー数の合計を算出することは困難です。これを確実に行うには、Googleはすべての製品に | いて御指摘の取りまとめの脚注7の記載も含 共通の仮定を適用する必要があります。しかし、検索では、Googleは、Cookieデータなどの「め、明確化してまいります。 サインアウトしたユーザーに関するデータから、信頼性のあるユニークユーザーを特定する

算定対象となる利用者の範囲は、日本国内

今後、様々なステークホルダーの意見も踏

ことができません。このため、サインアウトしたユーザーは、クッキーの期限切れ等により、同じユーザーが複数回カウントされる可能性があるため、大幅に重複してカウントされることになります。一方、同じログインユーザーが1か月の間に複数の日において検索を利用した場合、1か月の平均ユーザー数(MAU)としてカウントされます。Google は、プライバシー保護の観点から、サインアウトしたアクティビティをユーザーの Google アカウントにリンクさせることはしていません。これらの複雑さを考慮すると、ユーザー数の算出するための方法論と適切な仮定について、さらに議論を行なうことが有益であると考えます。

【グーグル合同会社】

無料・有料の利用者数の算定の考え方について、省令案においても明確化を要望します。特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ案に対する意見募集において、「利用者数の算定の考え方(具体的な算定例、電気通信役務を1月当たりに1度も利用しない者の扱い等)について明確化等が必要(特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ案に対する意見募集の結果(概要)P.7 (https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241154))」という意見を受け、「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ P.12 (https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241153)」にて、脚注7に修正が加えられたと理解しています。

一方、今回の電気通信事業報告規則改正案(様式第15の6(第2条第3項及び第4項関係)含む)では、「その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合」と「その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合の区分」の説明のみであり、脚注7のケースにおける算出の考え方の記載がありません。そのため、脚注7「当該電気通信役務の利用の開始に当たって必ずしも料金の支払が必須とは言えないため、無料の電気通信役務(料金の支払をせずとも利用を開始することが可能なもの)として」算定する考え方が示されたものの、以下のようなケースで迷うことなく算定できるよう明確化を要望します。

<ケースの例>

- ・1 つの電気通信役務で無料プランと有料プランが混在するもの。(無料プランを契約した場合、利用開始に当たって料金の支払をせずとも利用を開始できる)
- ・年度内で、基本サービスが無料から、途中で有料となるもの(契約のタイミングで無料と 有料がわかれてしまう)

【ソフトバンク株式会社】		
ある特定の役務(例えば、携帯電話)が規律の対象となる場合において、当該役務以外(例	どの電気通信役務について、特定利用者情	無
えば、「ショートメッセージサービス」等の電子メールサービス)に係る特定利用者情報と一	報の適正な取扱いに関する規律が課されてい	
体的に保有しているものであれば、当該役務以外についても「情報規律」が遵守されること	るのかを事業法第27条の5による指定に当た	
となると考えられます。このため、複数の役務を提供する事業者がある特定の役務の規律対	り公示し、利用者にも周知する必要があるこ	
象となっており、かつ特定利用者情報を一体的に保有している場合には、当該役務以外の役	とから、報告規則案第2条第3項及び第4項	
務については報告不要とする等、負担の軽減を検討いただくことを要望します。	に規定する閾値を満たす電気通信役務につい	
【KDDI 株式会社】	ては報告いただくことが必要です。	
利用者の利益の保護等の観点に鑑みれば、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対	報告規則案第2条第3項に掲げる表は、取	無
象者は、本来、電気通信事業法が適用される全ての事業者であるべきであることから、閾値	りまとめに沿って、事業者がどのような電気	
を設定することにより、報告対象役務の区分毎に適用対象者であるかどうか判断する場合に	通信役務の区分ごとに報告すればよいかの判	
ついては、報告対象役務の区分を細分化しすぎることによって適用対象者が少なくなり、特	断に資するため、電気通信役務の代替性も考	
定利用者情報の保護が十分に担保されなくなる事態は避けるべきと考えます。携帯電話及び	慮した上で、電気通信役務の区分をあらかじ	
仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、基盤としている電気通信設備等が携	め明確化しているものです。携帯電話及び仮	
帯電話と仮想移動電気通信サービスとで共通のものでなくとも、電気通信役務としての代替	想移動電気通信サービスは、実態として、利用	
性を踏まえて、報告規則様式第 15 の6の注3にて、「携帯電話の利用者数と仮想移動電気通	者がある事業者と契約した場合、両サービス	
信サービスの利用者数を合算した区分で報告すること。」との記載をされたことに賛同いた	が利用者から見て同等のサービスとして捉え	
します。また、同様に加入電話とIP電話についても、電気通信役務としての代替性を踏ま	られていると考えられることから、注を付し	
えて合算した区分で報告すべきであると考えます。合算した区分で報告することにより、契	たものであり、同表に規定するその他の電気	
約数が減少傾向にある加入電話の利用者数が将来的に閾値を下回ることになったとしても、	通信役務は、同表に規定する電気通信役務の	
加入電話が特定利用者情報の適正な取扱の義務から除外されることを防ぐことができるた	区分で報告することが適当であると考えま	
め、加入電話及びIP電話の双方を提供する場合には、加入電話の利用者数とIP電話の利	す。	
用者数とを合算した区分で報告を要する旨を報告規則様式第15 の6の注3に追加していた		
だくことを要望いたします。		
【KDDI 株式会社】		
2.2 情報取扱規程(施行規則案第22条の2の22関係)		
意見2-2 情報取扱規程の届出の方法や記載事項等について明確化が必要		
「情報取り扱い規定」の届け出が、A4 の用紙での提出様式に限定されているように見られ	電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」	無
る。形式を PDF などの電子的な提出方法も許容するべきである。	という。) 第 70 条により、この省令の規定に	
【アジアインターネット日本連盟】	よる書類の提出については電磁的方法により	

	行うことができるとされており、情報取扱規	
	程の電磁的方法による届出は許容されます。	
注において、A4 用紙での提出が指定されているが、添付書類である情報取扱規程についても	総務省において情報取扱規程を適切に管理	無
A4 用紙とする必要があるのか、教えていただきたい。日本においては、A4 用紙が一般的に使	するため、用紙の大きさを統一する必要があ	
用されているものの、例えば米国においてはレターサイズの使用が一般的であることなどを	ります。	
踏まえ、本規制が外国事業者にも適用されることを前提としたものとすべきである。		
【一般社団法人新経済連盟】		
同項に定める情報取扱規程の提出にあたっては、情報取扱規程のうち同項各号記載の事項に	情報取扱規程の記載事項(施行規則案第22	無
関係しない部分については、電気通信事業者において省略または黒塗り等の対応ができるこ	条の2の22第1項)以外の内容については、	
とを確認願います。	省略又は黒塗りをすることに問題はありませ	
【グーグル合同会社】	$\delta \omega$	
「漏えい、滅失または毀損」のうち、特に「漏えい」を明確に定義すべきであると考えます	取りまとめ脚注 47 のとおり、事業法と個情	無
(22条の24及び57条も同様)。特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググルー	法における「漏えい」の考え方に差異があるこ	
プとりまとめ P34 脚注 47 を見る限り、個人情報保護法上の「漏えい」概念と定義が異なっ	とについては、今後、様々なステークホルダー	
ており、読み手が混乱すると思われます。	の意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドラ	
なお、この関係の規律については、今後ガイドラインで詳細を定めることが示唆されている	イン等において明確化してまいります。	
が、それは具体的にどのガイドラインを指しているのでしょうか。仮に「電気通信事業にお		
ける個人情報保護に関するガイドライン」を指しているのであれば、同ガイドラインで使用		
している「漏えい」は、全て個人情報保護法における「漏えい」を指しているため、特定利		
用者情報に関する規律を同ガイドラインの中に盛り込むとなると、一つのガイドラインの中		
に「漏えい」が2種類出てくることとなり、やはり読み手の混乱を招くと思われます。こう		
した混乱を招かないようにするための万全の対策を講じられるようお願いします。		
【グーグル合同会社】		
「外国の制度の把握の体制」とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。特定利用	御指摘の「外国の制度の把握の体制」とは、	無
者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめ P24 では、「外的環境の把握	施行規則案第22条の2の22第1項第1号ホ	
体制 (例:諸外国の法的環境の把握体制等)」となっており、仮に、当該例示を指しているな	に規定されているとおり、第 22 条の2の 23	
らば、「法的環境」の範囲を具体的に説明願います。個人情報保護法ガイドライン(通則編)	第3号口(1)に掲げる場合等、外国に設置さ	
では、「外的環境の把握」の事例として「個人データを保管している A 国における個人情報の	れる電気通信設備に特定利用者情報を保存す	
保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」が挙げられており、これと同様に、	る場合等における、当該特定利用者情報の適	
「法的環境」は「個人情報の保護に関する制度」を意味しているとの理解でよいでしょうか。	正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該	

なお、個人情報保護法制とは異なり、電気通信事業における利用者情報の保護制度は、外国における当該制度の存否そのものの把握が困難です。したがって、もし、「法的環境」が個人情報保護法制とは異なると考えているのであれば、少なくとも現時点で念頭においている外国の法制度(同とりまとめ P23 が挙げるドイツの電気通信事業法や英国の電子コミュニケーション規制案以外の制度)をガイドラインにて示していただきたいと考えます。

外国の制度の把握の体制を指します。

【グーグル合同会社】

【在日米国商工会議所】

電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG取りまとめ(「WG取りまとめ」)で示されたとおり、様式15-4の添付別紙については、企業が他国法令や国際規格等に基づき既に策定又は保有している利用者情報の取扱いに関する文書を活用し、柔軟に記載することができるものと理解している。在日米国商工会議所(ACCJ)は、今後総務省において策定するガイドラインにおいてその旨を明示し、また、企業が、他国法令や国際規格に基づき現在行っている利用者情報保護のための取組みを活用しやすくなるよう、ガイダンスを提供することを要請する。

アクセス管理の体制、教育研修等の内容・頻度等といった詳細情報を総務省に提出し、これらが第三者に漏えいした場合、企業にセキュリティ上の問題が生じる可能性がある。総務省には、電気通信事業者から提出された利用者情報取扱規程について、単に国家公務員法第100条の守秘義務のみに頼るのではなく、改正電気通信事業法施行までに、具体的かつ十分な守秘義務・セキュリティの措置を講じることを要望する。また、総務省には、電気通信事業者に対して、機密性・安全性の確保の方法を明確にするとともに、情報取扱規程の機密性・安全性が侵害された場合には電気通信事業者に報告する体制を整えていただくよう要望する。

今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。

なお、総務省においては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが策定する政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等に基づき、適切に情報管理が行われています

2.3 情報取扱方針(施行規則案第22条の2の23関係)

意見2-3-1 「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」の明確化が必要

「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」について、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめや、本意見募集時の別紙1「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」の P27 においても考え方が示されているとおり、当該制度が「利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る」旨が分かる規定としていただくとともに、実際にどの外国のどの制度がこれに該当するのかとの点について、事業者ごとに解釈や判断が異なることは適切ではないと考えられることから、今後、総務省HP等にて各事業者における判断に資する情報(各国における該当制度の

今後、個人情報保護委員会による公表資料 を参考としつつ、外国における特定利用者情 報の保護に関する制度に係る調査を行い、そ の結果を公表することを検討します。

なお、情報取扱規程及び特定利用者情報の 漏えい報告に関する規定における「特定利用 者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれ

例等)を公表していただくことを要望します。

(事務局注:情報取扱規程、報告を要する事故に関する規定についても同意見を提出。)

【株式会社 NTT ドコモ】

利用者が安心して電気通信サービスを利用するために、利用者に関する情報の取り扱いについて予見性を与えることが今回の法改正の目的であると認識しており、委託先の所在国及びサーバーの所在国に関して政府による情報収集が可能となる制度の存在についても、適切に情報開示を行う必要があると考えます。本省令案では、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無」について、事業者に対して公表義務が課されていますが、仮に事業者が当該制度について自ら調査・確認を行うこととした場合、事業者によって判断基準・解釈に濃淡が発生すること等により、事業者の情報開示にばらつきが生じ、結果的に一部の事業者の利用者に対して適切な情報開示が担保できない虞があるものと考えます。したがって、総務省において、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」の具体的定義及び当該制度の存在国・内容について情報提供いただき、それを基に各事業者が公表する仕組みとしていただくことが必要と考えます。

【日本電信電話株式会社】

特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度について、個人情報保護委員会では、外国における個人情報の保護に関する制度に係る調査を実施しているが、総務省においても、「個人情報の保護」と「特定利用者情報の保護」には差分があることを踏まえつつ、後者に関する外国の制度について、早期に調査を行い、公表していただきたい。

【一般社団法人新経済連盟】

また、今後総務省が策定するガイドラインにおいても、個人情報保護委員会が外国における「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の有無について掲載するウェブサイトを事業者および利用者に紹介し、WG 取りまとめ脚注 35 および 36 に記載された内容を分かりやすく説明することを要望する。

【在日米国商工会議所】

情報取扱方針で公表する「当該外国の制度」および当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度については、総務省等政府等公的機関が一体となって調査、情報公開いただき、その情報を事業者が参照して、利用者に説明すべきと考えます。個々の事業者が、各国の外国法を独自に調査し、当該制度の判定を行うことは、専門知識、および体力的に、困難であると同時に、判断が統一されず、過ちがおきやすいと考えるため

のある外国の制度」についても、同様です。

です。なお、政府等公的機関が情報公開を行う場合、特定利用者情報と個人情報でその制度に差分がある場合でも、国ごとに情報集約するなど、そのリンクが直接利用者に参照されることもふまえ、わかりやすい形式で公表されることを要望します。また、事業者の準備期間を考慮し、早期に公表されることを要望します。

【ソフトバンク株式会社】

関連して、同とりまとめ P29 脚注 36 に記載の、総務省による「外国における特定利用者の保護に関する制度に係る調査」は実施され、その結果は、個人情報保護委員会のように公表されるとの理解でよいでしょうか。

【グーグル合同会社】

特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある制度であるかどうかの判断基準について、事業者の判断に資することができるよう、特定利用者情報の保護に関する外国における制度の調査を総務省において広く行い、調査結果を公表していただくことを要望します。

【KDDI 株式会社】

意見2-3-2 特定利用者情報を保存する国の名称等の記載事項について明確化等が必要

特定利用者情報の取扱いを A 国に本社がある外国企業に対して委託し(当該外国企業のクラウドサービスを利用)、当該外国企業が B 国のサーバで特定利用者情報を保存し、A 国・B 国・C 国の従業員が当該サーバにアクセス可能な場合において、名称の公表義務に関する適用関係は次のとおりという理解で良いか、教えていただきたい。

- ・ 電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」)第22条の2の23第3号ロに基づき、B国の名称の公表が必要
- ・ 同号ハに基づき、A国の名称の公表が必要
- ・ 同号二に基づき、A国の名称の公表が必要
- ・ C国の名称の公表義務はない

【一般社団法人新経済連盟】

二における「情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合」の「もの」は何を意味するのでしょうか。

また、同号ロ、ハ、二の相互の関係性を説明していただきたいと思います。推測としては、 ①ロは、海外のサーバーを使う場合(クラウドサービスにおいてサーバーが使われる場合を 含む。)における当該サーバーの所在国・当該国の制度、②ハは、外国事業者に委託する場合

御指摘の事例の場合、外国企業に対して特定利用者情報の取扱いを委託することを前提とすると、施行規則案第22条の2の23第3号ロ(1)に基づきB国の名称、同号ハに基づきA国の名称、同号二に基づきA国の名称の公表が必要です。なお、外国企業がB国及びC国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを再委託する場合には、同号ハに基づきB国及びC国の名称の公表も必要になります。

「もの」は「電気通信役務」を指します。 また、施行規則案第22条の2の23第3号 口は自己又は他者が設置するかを問わず外国 に設置される電気通信設備(クラウドサービ スに係る設備を含む。)に特定利用者情報を保

における当該外国事業者の所在国・当該国の制度、③二は、外国事業者が提供するクラウド│存する場合を、同号ハは外国に所在する第三 サービスを使う場合に当該外国事業者の所在国・当該国の制度を想定しているのかとも考え ますが、正しいでしょうか。仮にその想定だとすると、(i)海外クラウドサービスで海外リー ジョンを使う場合はロと二の双方が適用される、(ji)さらに、クラウドサービスを提供する 外国事業者への委託でもある場合には、ハも適用されるということになるのでしょうか。

【グーグル合同会社】

者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合 を、同号ニはクラウドサービス等の外国に所 在する第三者が提供する情報の保存を目的と する電気通信役務を利用して特定利用者情報 を保存する場合を前提としています。

外国である A 国に所在する第三者が提供す るクラウドサービスを利用して A 国と B 国に 特定利用者情報を保存する場合、A 国は同号 ロ・二に該当し、B国は同号口に該当します。 加えて、当該第三者に特定利用者情報の取扱 いを委託する場合には、A国は同号ハに該当し ます。

本条は、事業者に対して、委託先およびサーバーの所在国名の開示を義務付けている。しか し、利用者に各国の制度の理解を求めることは利用者にとって負担ともいえ、国名開示をす ればそれで利用者保護の目的が達成されるものではないと考える。今後総務省がガイドライ ンを策定する際に、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(外国にある第 三者への提供編)において(j)アジア太平洋経済協力の越境プライバシールール(APEC CBPR) システムの認証取得が利用者情報保護に資する仕組みであることや(ii)GDPR に基づく十分 性認定の取得国又は APEC CBPR システムの加盟国であることが利用者保護に資する制度を 有する国として示されていることについて、個人情報保護委員会と協働して、利用者の理解 を得るようにしていくことを要望する。ACCJは、ガイドラインの策定において、総務省が個 人情報保護委員会と引き続き連携していくことを求める。

WG 取りまとめ脚注 35 において、外国政府の制度に関連して情報取扱方針で公表すべき内容 は、個人情報保護法ガイドライン(外国における第三者提供編)において言及される「個人 データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に基づいて、「特定利 用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」に限定す ることが明示されている。従って、誤解を招かないために、第22条の2の23第3号二にお「望ましいと考えます。 いても、「当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度 の有無」ではなく、「当該特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能|報取扱方針の規律と、御指摘の個情法第 28 条

情報取扱方針は、特定利用者情報の取扱い の透明性を確保し、利用者によるサービス選 択に資することを目的として策定するもので す。また、衆議院及び参議院における電気通信 事業法の一部を改正する法律案に対する附帯 決議では、「利用者保護の重要性を十分に踏ま え、特定利用者情報を保管するサーバーの所 在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託 した第三者の所在国を公表することを定める こと」とされています。そのため、特定利用者 情報の取扱いの透明性を確保する観点から、 最低限の措置として個別の国名を記載するこ とが適当であり、個別の国名に加えて「APECの CBPR システムの加盟国」等を併記することも

なお、一定の事項の「事前開示」を求める情

性のある当該外国の制度の有無」と修正すべきである。	が規律する外国にある第三者への個人データ	
【在日米国商工会議所】	の提供規制とは、規律の適用場面や目的等を	
	異とするため、必ずしも同様に考えることは	
	できません。	
	いずれにしても、今後、ガイドライン等の策	
	定に当たり、引き続き、個人情報保護委員会と	
	連携していきます。	
	なお、「特定利用者情報の適正な取扱いに影	
	響を及ぼすおそれのある外国の制度」との表	
	現については、外国にある第三者による相当	
	措置の継続的な実施を確保するために必要な	
	措置等について定める個情法施行規則第18条	
	第1項第1号等における規定ぶりを参考とし	
	たものです。	
施行規則改正案第二十二条の二の二十三の口、ハおよび二について、事業者が利用者に方針	基本的にはご理解のとおりですが、今後、	無
をわかりやすく説明・公開を行うために、個人情報保護法と統一的な規範にしていただくこ	様々なステークホルダーの意見も踏まえつ	
と、具体的には以下の明確化を要望します。	つ、必要な事項をガイドライン等において明	
1) 特定利用者情報を海外サーバーに保存する場合	確化してまいります。	
①個人情報保護法の以下の場合は、外的環境の把握の対象外とされていますが、施行規則改		
正案においても、同様でしょうか?		
・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関するQ&A		
10-23 出張などでの一時的なアクセス		
(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q10-23)		
2) 特定利用者情報を海外事業者に委託する場合		
①個人情報保護法の委託に相当する特定利用者情報委託の場合のみであり、以下の理解でよ		
いでしょうか?		
・第三者提供、共同利用、事業承継等は対象外		
・SaaS 等クラウド事業者への委託は対象		
②個人情報保護法の以下の場合は、委託にあたらないとされていますが、施行規則改正案に		
おいても、同様でしょうか?		

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関するQ&A
- 7-53 クラウド事業者が個人情報を取り扱わない場合

(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/fag/APPI QA/#g7-53)

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関するQ&A
- 7-35 配送事業者、通信事業者で中身に関知しない場合

(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/fag/APPI QA/#g7-35)

- ③公表の対象国は、以下を含めて例外なしとの理解でよいでしょうか?
 - · EEA · 英国
 - ・自社または委託先が CBPR 認証を取得している場合

(理由) 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項のうち、当該外国の名称、当該特定 利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無の方針公表 は、個人情報保護法第 28 条の外国第三者への提供における移転国の明示や、個人情報保護 法第32条第1項安全管理措置外的環境の把握は、同質の規範と承知しています。

利用者にとっては、どの法令の規範かではなく、その内容を容易に理解できることが重要で す。法令間の細部の規範の差異は少ない方が、事業者が利用者に方針をわかりやすく説明を 行うことができるためです。

【ソフトバンク株式会社】

本省令案においては、電気通信事業者は、下記に関する特定の情報を開示しなければならな いとされている。すなわち、(i)日本国外に所在するサーバーでの特定利用者情報の保存、 (ii)日本国外の第三者に対する特定利用者情報の委託、および(jii)外国事業者により提供 される特定利用者情報の保管サービスの利用である。(本省令案 22 条の 2 の 23 第 3 号参 照) ACCJ は、事業者が特定利用者情報を保管又は処理する国名を特定する情報は、商業上機 | 考えられますが、現在、複数の事業者において 微かつ機密情報を含んでおり、開示を強制されるべきではないと考える。また、当該要件は、 電気通信事業者を結果としてセキュリティー上の懸念事項に晒し得る。上述の条文において│と承知しており、今回の規律は適当と考えま 義務付けられるような幅広い開示は、事業者を無権限のデータアクセスに対して脆弱なもの↓す。 にし、利用者の基本的な情報のプライバシーに対するリスクを与える。さらに、総務省が検 討している、特定利用者情報の適切な取扱いに対する脅威をもたらし得る国々の法制度への 明確なガイダンスがない状況においては、この規制は、日本および外国間のデータの自由な フローに対し重大な萎縮効果を有し得る、利用者および事業者を害する不確実性をもたら す。結論として、この規制は、事業者が遵守するのに不相当なリスクを与える。ACCJはこの

外国に設置される電気通信設備に特定利用 者情報を保存する場合等において、当該電気 通信設備等の所在地の詳細(住所等)について 公表するときには、御指摘のようなリスクも 情報を保存する等の国の名称を公表している

要件が本省令案から削除されるよう強く要望する。		
【在日米国商工会議所】		
施行規則第 22 条の 2 の 23 第 5 号においては、情報取扱方針に「法第二十八条(特定利用者	事業法第27条の8第1項第5号及び施行規	無
情報の取扱状況の評価) 第一項第二号イ及び口に掲げる事故の時期及び内容の公表に関す	則案第22条の2の23第5号に基づき、情報	
る事項」の記載を求めるものであるが、あくまでも公表するかどうかの方針の記載が求めら	取扱方針において、事業法第28条第1項第2	
れているという理解で良いか、教えていただきたい。情報取扱方針が法律上「次に掲げる事	号イ・ロに掲げる事故の時期及び内容の公表	
項に関する方針」と定義されていることからすると、仮に「方針」とはいえない過去の事故	に関する方針を記載することが求められてお	
の記載を求めるものであるとすれば、省令への委任範囲を超えたものであり、不適当である。	り、当該事故の時期及び内容自体については、	
また、同号の規定が事業者に対する公表の義務を定めるものであるとすれば、同様に省令へ	その他の公表文書において記載する形、ある	
の委任範囲を超えたものであり、不適当である。	いは情報取扱方針において記載する形いずれ	
【一般社団法人新経済連盟】	でも差し支えありません。	
10年間という期間は、特に変化の激しい ICT セクターにとって非常に長期間であり、その間	取りまとめを踏まえ、利用者保護の観点か	無
には、サービス内容が変化し、社会における ICT の利用方法や情報漏えいに対する対処方法	ら、過去 10 年間の特定利用者情報の漏えいの	
も様変わりすることが予測される。そのような環境変化が見込まれる中で、利用者が過去 10	時期及び内容の公表に関する方針を情報取扱	
年間の事案を一律に過度に懸念して、日本における ICT の実装と利用が著しく後退すること	方針の記載事項としていますが、今後、様々な	
があれば、事業効率や利用者の生活の質の向上を阻害し、日本の成長に悪影響を与えること	ステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要	
もあり得る。過去 10 年間の特定利用者情報漏えいに係る事故の時期および内容の公表方法	な事項をガイドライン等において明確化して	
については、利用者に有益であって過度に不安を及ぼしたり過度な負担を強いない方法につ	まいります。	
いて、ガイドライン策定時に事業者とさらに意見交換を行うことを要望する。		
【在日米国商工会議所】		
2.4 特定利用者情報の取扱状況の評価(施行規則案第22条の2の24関係)		
意見2-4 取扱状況の評価の具体的内容を明確化するべき		
法律上、規制の適用対象となる事業者は、特定利用者情報の取扱状況の評価の結果に基づき、	取扱状況の評価については、電気通信事業	無
必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならないとさ	者の自主的な取組を尊重するものですが、今	
れている。評価に当たっては、「直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制	後、様々なステークホルダーの意見も踏まえ	
度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ」ることとされている	つつ、必要な事項をガイドライン等において	
が、具体的にこれら変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方	明確化してまいります。	
針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となる		
ようなマニュアルを、事業者の意見を聞きつつ策定いただきたい。		

【一般社団法人新経済連盟】

総務省が今後ガイドラインを策定する際には、グローバルに事業を行う事業者の負担を軽減		
し、イノベーションおよび国際競争力を削がないようにするため、他の法律や国際規格等に		
基づき実施される評価の共通要素を重視し、各制度の調和に配慮し、これらに基づく評価を		
十分に活用できるようにするよう、ACCJは総務省に要請する。		
【在日米国商工会議所】		
「直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対		
する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとす		
る。」とありますが、もう少し明確にしていただくようお願いします。この記述のみでは、		
様々な問題を含み得るため、どのような自己評価を行うべきか対応が困難となりかねないと		
考えます。		
【グーグル合同会社】		
「サイバーセキュリティ」とは、サイバーセキュリティ基本法2条に規定する「サイバーセ	│ │ 御指摘を踏まえ修正します。	有
キュリティ」を指すという理解でよいでしょうか。電気通信事業法及び本改正規則案におい	147月1月で四のたり上しの 7 。	
て、ここで初めて出てくる文言と思われるため確認願います。	│ │【修正案】施行規則案に下線部を追記	
【グーグル合同会社】	(特定利用者情報の取扱状況の評価)	
【グーグルロ问去社】	第二十二条の二の二十四 ・・・サイバーセキ	
	コリティ <u>(サイバーセキュリティ基本法 (平成</u>	
	二十六年法律第百四号)第二条に規定するサ	
	<u>イバーセキュリティをいう。)</u> ・・・	
	一・二 (略)	
	2 (略)	
2.5 特定利用者情報統括管理者(施行規則案第22条の2の25及び第22条の2の26関係	係)	
意見2-5 特定利用者情報統括管理者の要件等について明確化が必要		
ここにいう「法令」は「利用者に関する情報の取扱いに関する」ものであれば、外国法令も	特定利用者情報統括管理者の要件である施	無
含まれるとの理解でよいでしょうか。	行規則案第 22 条の2の 25 第1号イに規定す	
【グーグル合同会社】	る「法令」の範囲については、今後、様々なス	
	テークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な	
	事項をガイドライン等において明確化してま	
	いります。	
当該届出内容は、電気通信設備統括管理者に関する届出を参考にしたものと思われる。しか	施行規則案における特定利用者情報統括管	無

し、外国に本社を有するグローバル企業にも届出を求めることからすれば、電気通信設備統 括管理者の届出を参照するのは適切ではなく、グローバルな事業慣行に準拠した届出内容と すべきである。例えば、採用や他の場面で年齢を考慮してはならない国も存在するため、「生 年月日」を届出内容に含めることは不適切であり、記載事項から削除するように求める。 また、特定利用者情報統括管理者は、他業種も含めた利用者に関する情報の取扱いに関する 安全管理等の業務経験を含む幅広い経験について要件を充足するものとして認めるもので あり、また、特にグローバル企業では多様な事業運営手法があり得るため、「選任された特定 利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前一の例は妥当しないものと考えます。 条に規定する要件を備えることを証する書類」(第22条の2の26 第2項)は、当該要件を 満たすことを確認した旨の企業が作成した書類等、多様な書類を許容する旨のガイダンスを ガイドラインにおいて提供することを ACCJ は総務省に要望する。

【在日米国商工会議所】

理者の届出時の記載事項については、特定の 者を選解任いただいたことを確認するための 必要事項と考えています。なお、海上運送法等 の安全統括管理者の選解任の届出において も、同様の届出事項が規定されています。ま た、特定利用者情報統括管理者は既に社内の 管理的地位にある者であり、御指摘の採用時

特定利用者情報統括管理者の要件を備える ことを証する書類としてどのような書類が認 められ得るかについては、今後、様々なステー クホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項 をガイドライン等において明確化してまいり ます。

2.6 特定利用者情報の漏えい報告等事故報告(施行規則案第57条及び第58条関係)

意見2-6 特定利用者情報の漏えい報告等事故報告の様式や報告を要する具体的な事故について明確化等が必要

「漏えい報告」の届け出が、用紙での提出様式に限定されるように見られる。「漏えい報 告」について、その届出の際に、個人情報保護委員会での漏えい報告と同時に済ませられ るように、個人情報保護委員会のウェブフォーム

(https://roueihoukoku.ppc.go.jp/incident/?top=r2.kojindata) での入力に一元化して デジタルでの提出を認めるなど、合理的になるよう工夫をしていただきたい。

【アジアインターネット日本連盟】

漏洩時の報告については、個情法における個人データの漏洩報告との事実上の二度手間にな るような運用は避けるべきである。また、個情法においては、同法施行規則第8条第3項第 1 号において、電子情報処理組織を使用する方法が原則となっており、個人情報保護委員会 は「漏えい等報告フォーム」を公表しているが、仮に総務省において個情法に基づく漏洩報 告と電通法に基づく漏洩報告を共に受け取る運用を行うのであれば、総務省においても同様 の漏洩報告フォームを設け、統合的に一度のフォームの入力で報告が完了できるなど、デジ タル化に対応した運用とすべきである。

【一般社団法人新経済連盟】

施行規則第70条により、この省令の規定に よる書類の提出については電磁的方法により 行うことができるとされており、通信の秘密 の漏えい報告と同様に電磁的方法による提出 は許容されます。

事業者負担を最小限とするため、施行規則 案様式第50の2の2注1のとおり、通信の秘 密の漏えい報告書が同時に提出される場合に おいて、各報告事項に関し、当該報告書の内容 と同一の内容であるときは、当該報告書に同 じとして記入を省略することができるとして います。

報告を要する事故の報告様式は、事業者が迅速に正確に監督官庁に報告する重要性をふまえ、事故の全体像が把握しやすいよう、既存の通信の秘密・個人情報の事故時と合わせ、統一的な様式ものとすることを要望します。

(理由)特定利用者情報の事故報告においては、漏えいした情報が、通信の秘密に該当する情報、契約する者を識別する情報に加え、登録をする者を識別できる情報のいずれか、またはその組み合わせ、および外国政府への提供等のパターンが考えられます。

施行規則改正案では、各情報の内容により、報告書が異なり、組み合わせによっては最大 3 種類の書式の報告が必要となります。情報の質ごとに書式が異なることにより、事業者にとっての事務負担の増加となるだけでなく、総務省においても事故の全貌が把握しにくいものになることが懸念されます。電気通信事業法での電気通信事業者に対する、重大な事故が生じた場合の総務大臣への報告義務は、電気通信事業者が、社会経済活動に必要な電気通信役務を提供する公共性の高い事業を行っており、確実かつ安定的な電気通信役務の提供が求められるものであるためと理解しています。そのため、重大な事故が発生した場合に、総務省としてその実態の全容を的確に把握しやすい様式とすることは、重要と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

WG 取りまとめ 34 頁および脚注 35, 41 および 45 は、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に基づき、外国政府に提供を行ったものに限って、報告の対象とすることを明らかにしている。従って、誤解を招かないために、第 58 条 1 項 2 号においても、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき」ではなく、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に基づき」と修正すべきである。また、今後総務省が策定するガイドラインを策定するにあたり、WG 取りまとめ脚注 45 および 47 に記載された内容について、さらに精査のうえ、分かりやすく記載することを要望する。

【在日米国商工会議所】

特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行った特定利用者情報について、通信の秘密と同一の基準で漏えい報告が必要となることに関して、通信の秘密と同様の考え方となる根拠について、今後制定されるガイドライン等においても、明確にしていただくことを要望します。

また、改正電気通信事業法第28条第1項第2号口の特定利用者情報に関する「漏えい」の

「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を 及ぼすおそれのある外国の制度」との表現に ついては、外国にある第三者による相当措置 の継続的な実施を確保するために必要な措置 等について定める個情法施行規則第18条第1 項第1号等における規定ぶりを参考としたも のです。漏えい報告の対象については、今後、 様々なステークホルダーの意見も踏まえつ つ、必要な事項をガイドライン等において明 確化してまいります。

漏えい報告の考え方や個情法との差分について、今後、様々なステークホルダーの意見も 踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等に おいて明確化してまいります。

定義や、個人情報保護法で規定される「漏えい」との違い、個人情報保護法で規定される「漏 えい」には該当しないものの特定利用者情報に関する「漏えい」に該当する具体的事例等に ついて、今後制定されるガイドライン等においても、明確にしていただくことを要望します。

【KDDI 株式会社】

そもそも個人情報保護法上の「漏えい」概念と特定利用者情報の「漏えい」の定義が異なる ことに法的な根拠があるといえるのか疑問です。通信の秘密に該当しない特定利用者情報 (ログイン情報等) については、電気通信事業法 4 条のような規定がなく、他人が知りう る状態に置くことが原則として違法となるわけではないのではないか、根拠規定は何か、と いう意見に対し、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめ│第27条の5第1号)とそれ以外の情報(事業 (案)に対するパブリックコメント結果においては、「改正電気通信事業法第27条の5によ り、総務大臣が指定する電気通信事業者は、特定利用者情報を適正に取り扱うべきと規定さ れています。」という旨の回答がなされています。

しかし、改正電気通信事業法 27条の5は、「特定利用者情報(中略)を適正に取り扱うべき 電気通信事業者として指定することができる」とあるのみであり、文言上、特定利用者情報 を通信の秘密と同様に取り扱う義務を課すものとは到底思われません。そこにいう「適正に 取り扱うべき」の内容は改正法第 27 条の 6 ないし 27 条の 10 に定める事項のみであって、 特定利用者情報について事業法4条と同様の規定は存在しません。個人情報保護法において も、2020年の改正によって新たに19条の不適正利用の禁止が新たに加えられたところであ り、こうした明文の規定がない限り、適正な取扱いの義務はないと考えます。したがって、 通信の秘密に該当しない特定利用者情報を他人が知りうる状態に置くことが禁止されてい ることの根拠を改正事業法27条の5に求めることはできないと考えます。

【グーグル合同会社】

本省令案に基づき、特定利用者情報の適切な取扱いを脅かし得る外国の規制に基づく外国政 府への特定利用者情報の開示は、総務省に対して重大な事故として報告されなければならな い(本省令案 58 条 1 項 2 号参照)。

上記規定の法的根拠を規定する改正電気通信事業法 28 条は、単に、電気通信役務の一部の 停止、通信の秘密の漏えいその他重大な事故は総務省に報告されるべき旨を定めている。個 人情報保護法および改正電気通信事業法は、プライバシー関連の消費者に焦点を置いた日本 の規制として一貫性のある形で解釈されるべきである。個人情報保護法上の漏えいは、利用 者情報の意図しない開示として解釈されている。したがって、外国政府への(消費者にとって

事業法第27条の5により、総務大臣が指定 する電気通信事業者は、特定利用者情報を適 正に取り扱うべきとされ、特定利用者情報に 含まれる通信の秘密に該当する情報(事業法 法第27条の5第2号)については区別なく同 等に規範が設けられている(取りまとめ脚注) 47) ところ、事業法に規定する特定利用者情報 の「漏えい」の考え方については、通信の秘密 と同様であると考えます。

なお、通信の秘密や特定利用者情報に係る 規律については、個情法の法目的である個人 の権利利益の保護ではなく、電気通信事業に おける利用者利益の保護の観点から定められ ています。加えて、特定利用者情報の適正な取 扱いに係る規律は、日本国内にある利用者利 益の保護のための規律であるとともに、取り まとめ脚注35のとおり、国際的な情報の流通 を規律するものではなく、電気通信事業にお ける情報の取扱いの信頼性を確保するもので あると考えます。

潜在的に利益となる)特定利用者情報の意図的な開示を、28 条に基づき報告義務の範囲の一部として含めることは矛盾している。

さらに、ACCJは、外国政府への特定利用者情報の開示が報告すべきリスクであるとの立法事実に関連する証拠を承知していない。反対に、最近の議論においては、この報告規制が、外国政府における秘密保持義務との法の抵触の問題を生じさせ、また、国際的なデータの自由なフローへの障害だと判断される可能性が高い旨が協議された。この報告規制は電気通信事業ガバナンス検討会の突然の要請により導入されたようである。ACCJは、本省令案にこの要件を定める前に、ステークホルダーとのさらなる協議とともに、この点に関する費用便益分析を実施する必要があると考える。

【在日米国商工会議所】

規則 58 条 2 項 1 号で定められた基準は、「電気通信役務が利用できない、いわゆる「事故」は、単に当該電気通信事業者が提供する役務が停止したという事実だけでなく、その通信を利用して様々な社会・経済活動を行っている利用者への影響も大きいもの」を報告する趣旨であるとされている。

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/index.html) 検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務について、どのような事故が上述の趣旨に相当するか、当該役務の事故報告(四半期報告を含む)の在り方についてはこれまで検討会で議論されたことはないと思われる。改めて議論の対象としていただいたうえでご検討いただきたい。

【アジアインターネット日本連盟】

省令案においては、SNS 事業者、検索サービスが「電気通信サービス」と定義され、「重大な 事故」を含む事象につき報告が義務付けられている。しかしながら、通信事業のサービス停 止につき報告を求める義務は、歴史的には電話、広帯域通信、通信サービスなど、真に重要 なものに限定されており、無料でかつ利用者がいつでも他の同様のサービスに切り替えることが適 とのできる SNS のようなサービスにこのよう報告義務を課す必然性があるとは考えられな い。

【在日米国商工会議所】

本省令案第58条2項に定められる人数や時間に関する一定の要件を充足する電気通信役務にかかる事故が生じた場合、電気通信事業者は総務大臣への報告が求められることとされています。当該要件については、58条第2項の表のうち第4号においては24時間で10万人、

検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する電気通信事業の利用者利益を保護する社会的要請の高まりを踏まえ、改正電気通信事業法において、これらの電気通信事業とすることとされました。本改正趣旨に鑑み、これらの電気通信役務が停止した場合には、利用者への影響も大きいことから、施行規則案第58条第2項第1号表第4号に従来から規定するインターネット関連サービスとして事故報告の対象とすることが適当であると考えます。

なお、インターネット関連サービスは有料・無料に関わらず、これまで事故報告の対象とされています。SNS等の媒介相当電気通信役務はネットワーク効果により、御指摘のようにいつでも他の同様のサービスに切り替えることができるとは限りません。検索情報電気通信役務は、仮に停止した場合には、多くの利用者が様々な電気通信役務にアクセスすること

12 時間で 100 万人であり、第 5 号においては 2 時間で 3 万人、1 時間で 100 万人とされてい│が困難となり、社会的・経済的影響が非常に大 ます。この報告義務は、利用者間の通信に必要な役務を提供する伝統的な電気通信役務に関 しては、このような事故が一般的に利用者の社会生活に及ぼす影響がきわめて重大と考えら れること、また、事業者にとっても、当該事故によりどの程度の影響があったかについて、 その契約者数等に基づいて特定することが容易であることも踏まえると、規制の費用便益評 価の観点から一定の合理性があるものと考えます。しかしながら、一方で、「媒介相当電気通 信役務」や「検索情報電気通信役務」については、従来の規制の対象外であったこともあり、 従前の伝統的な電気通信役務に対する規定をそのまま適用するのではなく、以下のような観 点から適切な規制を検討するべきであると考えます。すなわち、事故報告の目的が、事故の 状況把握やその後の再発防止に向けた施策に活用するであるとすれば (https://www.soumu.go.jp/menu seisaku/ictseisaku/net anzen/jiko/index.html)、当該 目的を達成するための必要最小限度の要件が設定されるべきです。また、どのような事故が 報告対象に含まれるのかについては、従来の規定をそのまま適用するのではなく、(i)新たに 規制の対象となる電気通信役務の性質や、(ii)規制による費用便益評価の観点、さらには (iii))障害時のサービスの切り替えの容易性等も踏まえ、再度検討会において議論されて決 定されるべきであると考えます。

きいため、インターネットを利用する上で基 盤的な役割を担う電気通信役務であると考え ます。

【グーグル合同会社】

ACCJ では、以前にも以下と同様のコメントを総務省に提出している。即ち、電気通信事故を 取り巻く環境は大きく変化しており、また、国内外のステークホルダーが増大していること を考えれば、閾値の考え方については、全てのステークホルダーにとって、より明朗かつ分 かりやすいものに変更し、採用していただくことを ACCJ は要望する。

より具体的には、閾値について、EU や米国(ただし、米国の場合の報告対象は PSTN 網を使 う電話や VoIP 等の電気通信サービスのみに限定されている)を含む諸外国で採用されてい る「ユーザー時間」(「影響利用者数」と「継続時間数」を掛け合わせて計算されるもの)の 考え方を採用し、以下のように変更することを提案する。

現行の考え方:「影響利用者数●人以上」かつ「継続時間数●時間以上」

変更案:「ユーザー時間」(「影響利用者数」×「継続時間数」) ≥ ●

さらに、「ユーザー時間」の考え方のベースに引き直すと、現行の基準では、一つのカテゴリ において「ユーザー時間」が大きく異なる基準が2つずつ存在しており(例えば、インター ネット関連サービス (無料) について「1200 万ユーザー時間又は 240 万ユーザー時間」、イ

いただいた御意見については、今後の検討 の参考とさせていただきます。

ンターネット関連サービス(有料)について「6万ユーザー時間又は100万ユーザー時間」)、		
かつ、一方の閾値が非常に低くなっている。この状況は、全てのステークホルダーが合理的		
に理解するのは困難なものと考える。		
従って、国際的なハーモナイゼーションの利点および閾値の明確性に鑑み、「ユーザー時間」		
を基準にし、同じカテゴリにおいて1つの閾値を定め、著しく低い閾値を撤廃していただく		
合理化を希望する。この点に関して、引き続き ACCJ を含め幅広いステークホルダーと意見		
交換をしていただけるよう要望する。		
【在日米国商工会議所】		
改正電気通信事業法 28 条 2 項にいう総務省令に定める事項については、今回の改正案では	事業法第28条第2項に規定する総務省令の	無
盛り込まれないという理解でよいでしょうか。	うち、事業法第28条第1項第2号の総務省令	
【グーグル合同会社】	で定める「重大な事故」が生ずるおそれがある	
	と認められる事態については、現在、情報通信	
	審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設	
	備委員会において検討を行っています。	

3. 外部送信関係		
意見	考え方	案の修正
		の有無
3.1 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務(施行規則案第22条の2の27	7 関係)	
意見3-1-1 義務を負う主体を拡大すべき		
本条で指定した電気通信役務について異論はないが、法 27 条の 12 が義務を負う主体の範囲	事業法における規律であることから、義務	無
を過度に限定していることの問題については、改めて意見を述べておきたい。そもそも電気	を課す主体は事業法で規律される対象に限ら	
通信事業法の主たる目的の一つは、電気通信サービス利用者の保護にあることから、利用者	れるものです。	
保護の必要がある限度で義務を負う主体の範囲を画すべきであり、義務を負う主体を電気通		
信事業者等に限定する必要はない。また、外部送信を実施する主体のすべてが義務を負うと		
したとしても、この義務は性質上、ウェブサイトやアプリに積極的に手を加えて外部送信を		
実施する主体のみが負う義務であるから、義務の範囲が過度に広範となるおそれもない。早		
期の法改正により義務を負う主体を拡大すべきである。		
なお、技術的なことながら、「電気通信役務であって、ブラウザその他のソフトウェア(中		

略)により提供されるものとする」は、若干分かりにくいのではないか。むしろ「電気通信 役務であって、ブラウザその他のソフトウェア(中略)によって利用されるものとする」の 方が分かりやすいと思われる。

【一般社団法人 MvDataJapan 公共政策委員会】

意見3-1-2 「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」の明確化等が必要

■本条で規定されている電気通信役務について、どのような観点で「利用者の利益に及ぼす 影響が少なくない電気通信役務」であると判断されたのか、その根拠をガイドライン等で考|項をガイドライン等において明確化してまい え方を明確化していただくことを要望します。

また、同じ種別の電気通信役務であっても、利用者の属性や外部送信される情報の種類、外 部送信目的等の要素によって「利用者の利益に及ぼす影響」は変動すると考えられることか ら、それらの観点も踏まえた議論の上で、結果を省令に反映いただくか若しくはガイドライ ン等で考え方の明確化や例示をしていただくことを要望します。

■外部送信規律の対象となる電気通信役務に関して、省令案の意見募集時の別紙 1「電気通 信事業法施行規則等の一部改正について」の P35 においては、「他人の通信を媒介する電気 通信役務」の例として「利用者間のメッセージ媒介等」と、非常に限定的な例示がなされて いるところ、実際には「メッセージ媒介」以外にも様々なサービスがこれに該当するとの理 解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。

また、その理解で良い場合、事業者間で認識齟齬が生じないように、外部送信規律の対象と なる電気通信役務に関して、本号以外の対象役務(第2号乃至第4号に定める電気通信役務) も含め、極力多くの具体例をガイドライン(雷気通信事業参入マニュアル「追補版」・ガイド ブック等における類型を活用する等)等で示していただくことを要望します。

また、対象役務の例を示していただく場合においても、あくまでも例示列挙になると理解し ており、事業者間で認識齟齬が生じないように、対象外となる役務等の例についてもガイド ライン等でより分かりやすく具体的に示していただくことを要望します。

併せて、対象役務を提供する事業者と同一の事業者が、対象外となる役務等も提供していた 場合であっても、対象外となる役務等に関しては法第 27 条の 12 (情報送信指令通信に係る) 通知等)の規律の対象外となる旨等についても、ガイドライン等で明確化していただくこと を要望します。

また、以下の具体例について、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務に該当 しないとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。

御指摘のような役務を含め、今後、必要な事 ります。

例)

- ・サーバー間連携システム(サーバー間でのみデータを連携するシステム)
- ・外部インターネットサイトやイントラネットサイトでない、閉域 LAN で構築された利用 者も限定されている業務システム

【株式会社 NTT ドコモ】

意見3-1-3 「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」の該当性について

電気通信事業法施行規則第二十二条の二の二十七において、具体的に以下にあげる各サービ スは同条各号のいずれかに該当する又は該当する可能性があるという理解で正しいでしょ」ものと考えますが、今後、ガイドライン等にお うか。

- 1) 宿泊施設・レストラン等の複数の事業者を横断的に網羅した予約サービス
- 2) 就職・転職・アルバイト等の情報提供サービス(利用者が登録した情報を応募先へ送 信する機能を含む)
- 3) 住宅情報(賃貸・売買物件)や、中古車情報、保険商品等の販売先の事業者を横断的 に検索できるサービス
- 4) 個人間でのチャット機能があるオンラインゲーム、オンライン教育等のコンテンツサ ービス

【株式会社プライバシーテック】

御指摘の各サービスは、いずれも該当する いて明確化してまいります。

意見3-1-4 「不特定の利用者」の該当性について

2号、4号の「不特定の利用者の求めに応じて」、4号の「不特定の利用者による」にいう「不 特定」とは、各々誰を基準にどのように判断されるのでしょうか。

例えば、ログイン型のサービスであって、ログインしている利用者の求めに応じて処理を行│とどまる場合等の利用者は、「不特定の利用 う場合、サービスを提供している事業者にとっては、ログインしている利用者は特定されて「者」に該当すると考えます。 いるように思われますが、そのように理解してもよいでしょうか。

【グーグル合同会社】

あるサービスについて画一的・形式的なフ ォームへの入力等をもって登録・利用するに

そのため、ログイン型のサービスについて、 その登録が、画一的・形式的なフォームへの入 力等をもってなされているものであれば、利 用者がログインしている場合も、「不特定の利 用者」に該当すると考えます。

3.2 利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法(施行規則案第22条の2の28関係)

意見3-2-1 本省令案に賛同する

今回の省令案については基本的に替同する。

賛同の御意見として承ります。

今後のガイドライン等の検討にあたっては、将来のよりよき方法の可能性を潰すことなく、 特商法や資金決済法等関連する他の法令での規定や法解釈、慣例等とのバランスも考慮し て、インターネットの法制度全体に悪影響を与えないように配慮することを求める。

今後、いただいた御意見に留意しつつ、様々 なステークホルダーの意見も踏まえ、必要な 事項をガイドライン等において明確化してま いります。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

意見3-2-2 通知等の方法について、高度の分かりやすさ・視認性が必要

外部送信については、広く実施されているにも関わらず、一般の認識は極めて低く、総務省 のプラットフォームサービスに関する研究会で報告された「プライバシーポリシー等のベス トプラクティス及び通知同意取得方法に関するユーザー調査結果」によれば、外部送信の存し 在を知っている人も、外部送信によって自分の情報が外部事業者に渡されていると知ってい∫いります。 る人も、いずれも全体の3割しかおらず、日本人の約7割は、外部送信の事実を知らない。 このような状況下においては、利用者に対する通知と利用者が容易に知り得る状態に置くこ とのいずれについても高度の分かりやすさ・視認性が求められる。

その観点から、第一に、本条1項の「通知」「容易に知り得る状態」の共通要求事項として、 (1)日本語で記載、(2)専門用語を避け、平易な表現を用いる、(3)文字が適切な大き さで表示される、および(4)利用者が通知公表事項を容易に確認できるようにすること、 の4つが求められているが、(4)の具体的な内容として、外部送信については、「サイトポ リシー」「アプリプラポリ」等の独立した説明を実施すべきであり、電気通信事業者等のプラ イバシーポリシーー般の中に混入して表示することは不適切であることがガイドライン等 で明らかにされるべきである。

第二に、通知公表事項の所在については、通知についてはポップアップ等又はそれと同等と されているものの(本条2項)、容易に知り得る状態については、「容易に到達できるウェブ ページ」「容易に到達できる画面」(本条3項)となっており、「容易に到達できる」範囲が判 然としない。この点については、ガイドラインにより具体化・明確化が図られるべきである と共に、ウェブページやアプリの画面上のマークやインフォグラフィックスの標準化を推進 し、利用者にとって「ここを見れば外部送信の通知公表事項がすぐに分かる」という状況を 達成すべきである。

今後、いただいた御意見に留意しつつ、様々 なステークホルダーの意見も踏まえ、必要な 事項をガイドライン等において明確化してま

【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】

意見3-2-3 「容易に知り得る状態に置く」方法について、事業者が柔軟に対応できることを確保すべき

スクロールせずに確認できる分量で表示する

・トップページや情報送信指令通信を行うウェブページ又はこれらから1回の操作で到達で│まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお

今後、様々なステークホルダーの意見も踏

きるウェブページにおいて表示する いて明確化してまいります。 といった画一的な方法を義務付けることなく、利用者が保護されることを前提に、事業者が 柔軟に対応できることを確保すべきである。 例えば、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるウェブページからの2-3回程度の操作 により到達できる場合についても許容すべきである。 なお、個情法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1回程 度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2 回の操作も許容され 得るものとなっていることにも留意していただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】 意見3-2-4 「容易に知り得る状態に置く」方法について、個情法との整合性を確保すべき 「容易に知り得る状態に置く」とは、個情法の法文においても同じ概念が存在するところ、 今後、様々なステークホルダーの意見も踏 当該個情法の法文の解釈との整合性を確保すべきである。例えば、ポップアップにより示す まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお ことまでも求めることは、この整合性を欠くこととなることから、ポップアップによる表示 いて明確化してまいります。 は「容易に知り得る状態に置く」ための必須の要件ではないことを明確にすべきである。 【一般社団法人新経済連盟】 3.3 利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項(施行規則案第22条の2の29関係) 意見3-3-1 通知等すべき事項やその記載粒度について、ガイドライン等での明確化が必要 ■「一 情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容」において、 今後、様々なステークホルダーの意見も踏 **例えば、「ウェブサイト閲覧履歴」や「サービス購入履歴」、「商品購入履歴」等のような記載│まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお** 粒度で良いとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 いて明確化してまいります。 ■「二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこと となる者の氏名又は名称」において、「当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称」と は「情報の送信先(第三者)の会社名」との理解で良いか、ガイドライン等で明確化してい ただくことを要望します。 ■「三 第一号に規定する情報の利用目的」において、送信先が自ら取り扱っているプライバ シーポリシー等にしたがって取り扱うという場合には、当該送信先における利用目的に関し ては当該プライバシーポリシー等が提示されているウェブページの所在に関する情報を記 載するという対応で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。

今回の省令案については基本的に賛同する。

【株式会社 NTT ドコモ】

今後のガイドライン等の検討にあたっては、対象となる情報、特に利用者に関する情報の内 容については、個別具体的かつ詳細に記載しようとすれば、あまりに膨大な情報が通知又は 表示されることとなり、却って利用者の合理的な理解を阻害するものと考えられるため、貴 省が推進するスマートフォンプライバシーイニシアティブ、電気通信事業における個人情報 保護に関するガイドラインと、「利用者情報の適正な取扱」とする趣旨・目的が大きく類似す ることに鑑み、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインとしてプライバシ 一ポリシーに記載することが推奨されているものと同程度をもって法の趣旨が充足される ことの明確化も求める。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

「情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」の該当性について

「外部送信させる場合」の定義について、当該事業者のWebサイトからの一次送信先とな る外部事業者が明記されていることを指し、一次送信先から二次以降で送信される外部事業│に提供する場合や、送信先からさらに別の者 者までを明記することが義務付けられているわけではない、という理解で正しいでしょう│に提供される場合は、本規律の対象外と考え か。

たとえば、ターゲティング広告の仕組みであるRBT(Real Time Biddin g)等を利用している場合、当該事業者のWebサイトからの一次送信先である広告会社を|まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお 経て、さらに二次以降で広告主へデータが送信されるケースを想定しております。

【株式会社プライバシーテック】

送信先に送信された後、送信先から送信元 ます。

今後、様々なステークホルダーの意見も踏 いて明確化してまいります。

意見3-3-3 「情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」を通知等すべき事項とする意義につ いて

「前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととな る者」における「電気通信設備」とは、利用者に関する情報が送信される「当該利用者以外」 の者の電気通信設備」(法27条の12)を用いる者を意味するのでしょうか。言い換えれば、 上記の「電気通信設備」を用いる者が、「情報送信指令通信を行う者」(すなわち、法27条の 12の対象事業者) 以外の第三者である場合には、当該第三者の氏名又は名称を通知又は公表 することを意味するのでしょうか。

そもそも、このように、対象事業者以外の第三者の氏名・名称の通知や開示を求めることは 諸外国の規制に照らして非常に珍しいものであり、その正当性に疑問があります。当該第三 者の数が多い場合等もあり、記載の長文化、複雑化によってユーザーにとっての利便性が落 ちたり、かえってユーザーを混乱させる可能性があります。

「前号に規定する情報の送信先となる電気 通信設備を用いて当該情報を取り扱うことと なる者」における「電気通信設備」については、 御理解のとおりと考えます。なお、「情報の送 信先となる電気通信設備を用いて当該情報を 取り扱うこととなる者」は、第三者に限られま | せん。「情報送信指令通信を行う者」が第三者 ではなく自らに送信する場合も、通知又は容 易に知り得る状態に置くことの対象になり得 ます。

【グーグル合同会社】		
意見3-3-4 「情報の利用目的」について		
「利用目的」とは、「前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」における利用者に関する情報の利用目的を意味するとの理解でよいでしょうか。言い換えれば、上記の「電気通信設備」を用いる者が、「情報送信指令通信を行う者」(すなわち、法 27条の12の対象事業者)以外の第三者である場合、対象事業者は、当該利用者情報を取り扱わないため、「利用目的」は存在しないと理解しています。この理解が正しいか、確認願います。この理解とは異なり、もし、対象事業者にとっての「利用目的」があるというのであれば、貴省は具体的に当該対象事業者がどのような目的を通知又は公表することを想定しているのでしょうか。「利用」とは、自ら取り扱っている情報を何らかの形で利用することを指すと考えます。したがって、法 27条の12の対象事業者が自らが取り扱わず、外部に送信するのみの場合、対象事業者にとっての情報の「利用目的」が何を指しているのか明確にしていただくようお願いします。	利用目的については、利用者に関する情報 の送信元及び送信先となります。 今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
【グーグル合同会社】		
意見3-3-5 利用目的を通知等する際は、利用目的が記載されたウェブページの	リンクの設置で許容されるべき	
利用者に関する情報の送信先の利用目的を「通知し、又は容易に知り得る状態に置く」際は、利用目的が記載された当該送信先のウェブページなどへのリンクの設置をすることで許容され得る旨を明確にすべきである。 利用目的は、外部送信先が最も正確に記載していると考えられ、同じ外部送信先のタグなどを設置している複数の事業者が、独自の表現で外部送信先の利用目的を記載するなどが起こると、利用者にとってもわかりにくく混乱を招く可能性がある。利用目的が記載された外部送信先のウェブページなどへのリンク先を設置することで、利用者により正確な情報が伝わるものと考える。 【一般社団法人新経済連盟】 なお、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ III」(平成 29 年 7 月)(以下「本イニシアティブ」)においては、アプリケーション提供者の取組として、プライバシーポリシーにおける情報収集モジュールに関する記載事項が示されています(17 ページ)。その中に、(取得される利用者情報の)「利用目的」という記載事項があるが、こちらは、同ページ脚注 10において、「情報収集モジュールのプライバシーポリシーやウェブサイト等に明示されている場合、そのリンクを張る等により代えることも可能」とされており、アプリケーション提	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無

供者における利用目的は想定されていないと思われるため、この記述との関係性についても 説明願います。

また、対象事業者が、上記の「電気通信設備」を用いる者の利用目的の仔細を記載すること は実務上困難である(当該第三者は、利用目的を記載したウェブページ等を適宜アップデー ト・変更することがあるため)。この場合、対象事業者は、当該第三者のウェブページ等への リンクを利用すればよいとの理解でよいでしょうか。

【グーグル合同会社】

意見3-3-6 通知等すべき事項として、「オプトアウトの可否」を追加すべき

通知公表対象事項は、本条により、送信される情報(1号)、送信先(2号)および送信され る情報の利用目的(3号)となっている。これらに加えて、本条4号として「オプトアウト の可否」を追加すべきである。オプトアウトの可否は、自己に関する情報を外部送信される 利用者にとっては重要な関心事であるところ、オプトアウトが可能な場合には、第22条の2 の 31 に規定する「オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項」 によって、オプトアウトに関する事項を知り得るが、オプトアウトが可能でない場合には、 利用者がそのことを知る機会はないからである。

なお、本条3号の利用目的については、当初は送信先での利用目的に限られていたところ、 これを送信先・送信元双方についての利用目的としていただいたことは適切であり、感謝の 意を表する。

【一般社団法人 MvDataJapan 公共政策委員会】

意見3-3-7 法的不安定性を避けるために、規律の適用範囲の明確化等が必要

本省令案に基づき、電気通信事業者は、例外が適用されない限り、電子機器からの情報を受 領する電気通信施設を通じて利用者情報を取り扱うものの名称を、利用者にとって容易にア クセス可能とするか、又はこれを利用者に通知する必要がある(本省令案 22 条の 2 の 29 第 2号、改正電気通信事業法 27 の 12 条参照)。

ACCJ はこの義務が過剰なものであり、実際に透明性の原則にとっては逆効果であり、さらに│を進めていく上での参考とさせていただきま 実施が技術的に困難であることについて懸念している。これらの電気通信サービスには典型|す。 的に様々な数多くのステークホルダーが関与している(国内外の関連会社を含む場合もあ る)。また、この要件は、個人データの移転のための有効な同意を取得するために、当該個人 データが移転される第三者の種類又は属性を開示する旨の個人情報保護法上の義務を、利用 者にいかなる実質的又は追加の便益を与えることなく、拡大してもいる。実際、仮に電気通

今後、様々なステークホルダーの意見も踏 まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお いて明確化してまいります。

今後、様々なステークホルダーの意見も踏

まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお

いて明確化してまいります。

いただいた御意見については、今後の検討

信事業者が個人データの処理を第三者に委託しつつ、当該第三者による安全管理措置の実施 を確保した場合であっても、当該電気通信事業者は、当該第三者の電気通信設備に対して利 用者情報を送信する情報送信通信指令を送信する場合には、そのような第三者に対する送信 がこの規制から明示的に除外されているわけではないため、この規制を遵守するための追加 での措置を採る必要があると思われる。

法的な不安定性を少しでも避けるために、総務省は、個人情報保護委員会と連携して、この規制の適用範囲を明確化するとともに、個人情報保護法との整合性を確保すべきである。例えば、電気通信事業者が利用者情報を当該電気通信事業者自身に対して送信するよう情報送信通信指令を送信した上で、当該電気通信事業者が、当該電気通信事業者にとっては個人データに該当し得る当該利用者情報を第三者に移転する場合には、これらの送信・移転に対してこの規制は適用されず、個人情報保護法上の個人データの第三者提供に関する規制が適用されることを明確化すべきである。加えて、電気通信事業法に基づく利用者情報の外部送信に関する同意は、情報送信通信指令を送信した電気通信事業者にとっての個人データや個人関連情報に該当し得る当該利用者情報が当該電気通信事業者自身ではなく利用者から第三者に送信されるものであるとしても、個人情報保護法上の個人データや個人関連情報の第三者に対する移転に関する同意として取得し得ることも明確化すべきである。

さらに、利用者の端末機器からの情報を受領する電気通信設備を用いて利用者情報を取り扱うこととなる者の名称を特定することが著しく困難であることなどから、電気通信事業者が通知又は容易にアクセス可能にするというアプローチに依拠することができず、各利用者から個別の同意を取得するか又はオプトアウトメカニズムを提供することが必要な場合、日本における電気通信サービスの運営に重大な悪影響を与えうる。利用者情報の外部送信の規制に基づく通知および容易にアクセス可能にすることの要件は、柔軟な方法で解釈されるべきである。より具体的には、「送信」の用語はより明確にされるべきであり(例:これはAPIを含むか)、また、容易にアクセス可能とする必要がある、事業体の「使用目的」(例:電気通信事業者又は利用者情報の受領者)も明確にされるべきである。

加えて、改正電気通信事業法の第 27 の 12 条および改正電気通信事業法の第 27 の 12 条に関する本省令案の各規定のいずれも、この外部送信の対象となる「利用者に関する情報」の範囲を定義せず又は明確にしていない。しかしながら、この規制の適用範囲は、利用者の電子機器に関連する電気通信サービスの提供に関連するデータフローに重大な影響を与えうる、そのため、総務省は本省令案において、「利用者に関する情報」を定義するか又は何を意味する

のか明確にし、また、電気通信事業法上の特定利用者情報や個人情報保護法上の個人情報以外に具体的に「利用者に関する情報」を構成する情報を例示すべきである。

【在日米国商工会議所】

3.4 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報(施行規則案第22条の2の30関係)

意見3-4-1 「利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報」の早期の具体化が必要

規律対象となる情報送信指令通信の内容ついて、ガイドライン等では、対象とする情報を早期に具体的に明確化を要望します。

特に、一の真に必要な情報、五の電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報についいで明確化してまいります。
て、具体例の明示を要望します。

利用者にわかりやすい説明、適切な選択の機会を提示するためには、対象となる事業者(その規模を問わず)が十分に理解することが前提となるため、対象情報の明確化を要望します。

【ソフトバンク株式会社】

■当該電気通信役務の品質改善等を目的とした情報については、「五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報」に該当し、措置を取ることを不要とする情報との理解で良いか、ガイドライン等で明確化いただくことを要望します。

また、以下の具体例について、措置を取ることを不要とする情報に該当するか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。

例)

- ・A 社の FAQ 等の検索エンジンサイトに、ユーザ自ら質問投入することで、A 社のサーバーに送信される情報
- ・ユーザ自ら登録等することで、指定登録されたメーリングリストやメールアドレス宛に 自動でメール送信及び通知する情報
- ・アプリを運営するための外部クラウドサービスの利用(アプリのプログラムが AWS にある)に伴い、外部クラウドサービスに送信される情報
- ・クラウド設定アプリ(ユーザの設定情報をバックアップするサービス)の利用に伴い、 自社のサーバーや外部のクラウドサービス(AWS等)に送信される情報
- ・WEB サイトのアクセスログで取得可能な、スマートフォンに搭載のブラウザ(User Agent)、 IP アドレス等の情報
- ・故障等不具合があった場合に備えて、ユーザ自らA社に送信する端末のログ情報

今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。

- ・別サーバーに引き渡しているユーザの ID 認証結果情報(リダイレクトやパラメータの 有無で該当性が変わる場合はその補足)
- ・ログイン時にユーザ入力したID/PW情報
- ・個人を特定できず、個人情報保護法でいう「他の情報と容易に照合することができない」 情報

【株式会社 NTT ドコモ】

「当該情報をその必要の範囲内において送信する場合」についての考え方の明確化が必要

■本条柱書のただし書きについては、あくまでも該当する情報の「送信」の必要性に関する 判断基準を示すものであって、本条各号に定める情報を、本条各号に定める目的のために必 要であるとして送信させた後に、本条各号に定める目的以外の目的でも利用することがある。 場合には、その旨をあらかじめプライバシーポリシーで規定することにより公表していた 1 27条の 12 第 1 号には該当せず、法第 27条の り、あらかじめ規律対象役務の利用規約等で当該利用目的を規定したうえで当該利用規約等 | 12 の規律を遵守する必要があります。 に基づく利用について利用者の同意を取得する等した上でそれらの利用をすることとして いれば良く、本条の規定の適用には影響しない(「利用者が電気通信役務を利用する際に送信│ステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要 することが必要な情報」に該当するとして法第 27 条の 12 の規律の適用対象外となる)とい│な事項をガイドライン等において明確化して う理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。

施行規則案第22条の2の30各号に定める 情報について、各号の定める必要の範囲を超 えて利用するために送信する場合には、法第

いただいた御意見については、今後、様々な まいります。

【株式会社 NTT ドコモ】

意見3-4-3 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」について、ガイドライン等で具体化する際には、事業者との引き続き の対話が必要

本規制が適用されない「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」についてガイドライ ン等で具体化する際には、実態について事業者の意見を聞きつつ検討いただきたい。

【一般社団法人新経済連盟】

今後、様々なステークホルダーの意見も踏 まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお いて明確化してまいります。

意見3-4-4 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」の明確化が必要

今回の省令案については基本的に替同する。

特に、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」は、利用者が当該サービス 提供を受けるにあたり合理的に予測でき一定の理解のうえで利用しているものと考えられ るにもかかわらず、都度通知又は容易に知りうる状態にすることとなり、我が国の利用者及 び事業者双方に過度な負担をかけて世界で一番ユーザビリティの低いサービスを提供する こととならないようにするという観点から重要である。

今後、様々なステークホルダーの意見も踏 まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお いて明確化してまいります。

例えば、ユーザービリティの低いサービスとしては、以下の様なことが想定される。

- ・ゲームでの対戦において、①パンチがあたった~②倒れた~③勝った等の①~③のそれ ぞれの場面で、利用者に外部送信の確認を求めることなる。
- ・商品・サービスを購入した場合、①商品・サービス~②決済手段~③ポイント等の利用 を画面で確認したあと、それぞれの場面で外部送信の確認を求めることとなる。

このような利用者の端末とサーバーとの外部送信に関しては、膨大なコードと手順によって サービスを構築している。このような情報を通知または容易に知り得る状態として公表した としても利用者に膨大な情報の確認を課すこととから利用者の利益に寄与せず透明性確保 するという主旨にも相反する事となると考える。

これらのことに鑑み、今後のガイドライン等の検討にあたっては、「その他当該電気通信役務 の提供のために真に必要な情報」には、電気通信役務の提供のために社会通念上合理的に必 要と考えられる情報は一般的に含まれるものであることの明確化を求める。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

電気通信役務の提供のために「真に必要な情報」について、EUの例を参考にしたとのことだ が(第18回議事録5ページ)、いかなる情報が本号に該当するものとして想定されているの でしょうか。現在、想定されているものをご教示いただきたい。

【グーグル合同会社】

意見3-4-5 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」を削除すべき

本条 1 号から、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」を削除すべきで ある。本条は、利用者と送信元の双方にとって利便性のある外部送信を「必要な情報」とし て限定列挙することにより、通知公表が不要となる外部送信の範囲を限定し、外部送信に関 する透明性の確保を図るものである。「真に必要」は、人により解釈が分かれ得るものであ り、このような不明確な概念を採用して通知公表が不要となる範囲を広げることは本条の趣 旨に反する。仮に今後、「これも利用者にとって明らかに利便性がある外部送信ではないか」 という疑問が生じるものがでてきたとしても、さしあたり通知公表を実施したうえで、総務 省令の改正を待てばいいのであり、送信元に大きな不利益が生じることはない。

【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】

今後、様々なステークホルダーの意見も踏 まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお いて明確化してまいります。

意見3-4-6 「当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するた めに必要な情報」について

「言わば買物カゴといったような情報」(第 18 回議事録 5 ページ) 以外に、いかなる情報が | 本号に該当するものとして想定されているのでしょうか。Cookie ID のほか First Party | モールにアクセスして特定の品物を買い物か

例えば、利用者がオンラインショッピング

Cookie も本号に該当するという理解でよいでしょうか (第 18 回議事録 39 ページ)。現在、	ごに入れた後、時間をおいて再度アクセスし	
想定されているものをご教示いただきたい。	た際に、当該品物が入った状態の買い物かご	
【グーグル合同会社】	を再表示するために必要な情報などが考えら	
	れます。	
	今後、様々なステークホルダーの意見も踏	
	まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお	
	いて明確化してまいります。	
3.5 オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項(施行規則案第2	2条の2の31関係)	
意見3-5-1 本省令案に賛同する		
今回の省令案については基本的に賛同する。	賛同の御意見として承ります。	無
ただ、このような複雑でわかりづらい規定は事業者のコンプライアンス意識を阻害すること	今後、様々なステークホルダーの意見も踏	
となるため、今後の条文策定にあたってはわかりやすい規定とすべきであると考える。	まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお	
また、ガイドライン等において、当該規定におけるオプトアウト規定は、利用者情報を外部	いて明確化してまいります。	
送信したあとで事後的にイ、口の措置を提供することは許容されるのか明確化を求める。		
【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】		
本条7号の利用目的については、当初は送信先での利用目的に限られていたところ、これを		
送信先・送信元双方についての利用目的としていただいたことは適切であり、感謝の意を表		
する。		
【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】		
意見3-5-2 「容易に知り得る状態に置く」方法について、事業者が柔軟に対応	できることを確保すべき	
「利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法」についての意見と同じ趣	今後、様々なステークホルダーの意見も踏	無
旨から、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるウェブページからの2-3回程度の操作	まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお	
により到達できる場合についても許容すべきである。	いて明確化してまいります。	
なお、個情法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1 回程		
度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2回の操作も許容され		
得るものとなっていることにも留意していただきたい。		
【一般社団法人新経済連盟】		
意見3-5-3 オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事		
■第五号に定める「利用者に関する情報の内容」については、例えば、「ウェブサイト閲覧履	今後、様々なステークホルダーの意見も踏し	無

歴」や「サービス購入履歴」、「商品購入履歴」等のような記載粒度で良いとの理解で良いか、│まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお

ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 いて明確化してまいります。 ■第七号に定める「第五号に規定する情報の利用目的」については、送信先が自ら取り扱っ ているプライバシーポリシー等にしたがって取り扱うという場合には、当該送信先における 利用目的に関しては当該プライバシーポリシー等が提示されているウェブページの所在に 関する情報を記載するという対応で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要 望します。 【株式会社 NTT ドコモ】 意見3-5-4 施行規則案第22条の2の31第7号の「利用目的」と施行規則案22条の2の29第3号の「利用目的」の意義は同じか どうか 本号に定める「利用目的」は、改正電気通信事業法施行規則案 22 条の 2 の 29 第 3 号に定め 御理解のとおりです。 無 る「利用目的」と同じでしょうか。 【グーグル合同会社】 3.6 その他 意見3-6-1 既存の取組を尊重した施策の推進が必要 スマートフォンのアプリケーションの外部送信等の情報の取得に関しては、SPI等で規定さ いただいた御意見は、今後の検討の参考と れたアプリケーションプライバシーポリシーが一般に周知されている。そのため情報過多等| させていただきます。 によって利用者を混乱させないためにも、これまでの取り組みを尊重した施策をすすめる必 要があると考える。 また、最新の情報通信に対する何となく不安という利用者の主観への対応は法規制だけでは、 困難である。規範としての啓発や相互理解のコミュニケーション等と複合的に組み合わせて 実施する必要があると考える。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】 意見3-6-2 外部送信規律の適用について 「外部送信させる場合」の定義について、3rd Party Cookie廃止への代替 施行規則案第22条の2の27の役務を提供 策として注目されている、自社のサーバーでデータを一旦蓄積した後に外部事業者にデータ する際に、当該利用者の電気通信設備を送信 を送信して広告配信や行動分析を行う仕組み(いわゆるFacebook社のコンバージョ 先とする情報送信指令通信を行おうとすると ンAPIなど)を導入する場合においても、実質的には「利用者の意思によらず第三者に自 きは、外部送信規律の適用対象となり得るも 身の情報が送信されている場合」に該当するとみなし、確認機会の付与の対象となる、とい のと考えます。 う理解で正しいでしょうか。 【株式会社プライバシーテック】

音目3-6-3	オプトアウトの義務を規定すべき
息足っ一じ一つ	カフトナナトの銭がを現たりへる

総務省令に対する意見ではないが、そもそも法 27条の 12は、通知公表義務ではなく、オプ トアウトの義務を規定すべきものであった。外部送信による情報の取得、蓄積、分析とそれしいく上での参考とさせていただきます。 に基づく働きかけが利用者の意思を離れて行われることは、現代社会における重大な問題で あり、蓄積された情報の濫用がプライバシーに関する問題のみならず、リクナビやケンブリ ッジアナリティカ等の看過しがたい事件の原因となっていることに留意すべきである。その ような状況においては、利用者が自分の意思で外部送信に起因する取得・蓄積・分析の対象 とならないようにする手段を確保することが重要であり、法改正によりオプトアウトの義務 化が図られるべきである。

いただいた御意見は、今後の検討を進めて

無

【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】

4. その他		
意見	考え方	案の修正
		の有無
今回の改正内容では記載が無いが個人情報保護のために重要であるので意見を述べておく。	いただいた御意見については、今後の検討	無
電子メールサービスの電気通信役務については、電気通信事業者には、その TLS での保護を	を進めていく上での参考とさせていただきま	
行わせる等して、暗号化及び認証によっての利用者の特定利用者情報(及び個人情報(多く	す。	
の場合、付随すると想定されるべきものと思われる。実際平文での通信であればそれが内容		
に含まれる事が多いのではないかと思われる。))を、盗聴・情報漏洩(その内ばく露(平文		
での通信は、DC(データセンター)や IX(インターネットエクスチェンジ)他通信経路につ		
いての閲覧を行う事が可能な人間にはばく露されている状態にある。))や改竄から守らせる		
ようにされたい。総務省は、そのように、(個人情報保護法及びサイバーセキュリティ基本法		
を踏まえた)電気通信事業法の解釈を行うようにされたい。		
【個人】		

2. 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係

審議会への必要的諮問事項以外の事項に係る意見は提出されなかった。